資料　９

第2期京田辺市子ども･子育て支援事業計画の中間年見直しの方針について

１　京田辺市第２期子ども・子育て支援事業計画とは

○　子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、令和２年３月に第２期計画を策定
○　同計画では、幼稚園や保育所といった教育・保育の「ニーズ量の見込み」や「確保方策（提供量)」、各種子育て支援施策などを定めている。
○　計画期間は令和２年度から令和６年度までの５年間

２　中間年見直しの必要性について

令和４年３月１８日付けで内閣府が発出した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」で、令和３年４月１日時点の支給認定区分ごとの「実績値」と計画における「ニーズ量の見込み」と比較し、１０％以上の乖離がある場合は原則として見直しが必要とされ、要因分析及びそれに基づく見直し作業（「ニーズ量の見込み」の補正）を行うこととされている。

３　本市の中間年見直しの方向性について

（１）実績値について

国は、見直し作業に係る「実績値」を「令和３年４月１日時点における実績値に基づくこととする。」としているが、「参考となる考え方を示したもので、実際にどのような方法で見直しを行うのかは、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。」ともされている。

よって、本市では国の考えを基本に、最も新しい「実績値」で計画を見直すことがより市民ニーズにあった計画とすることができると考えることから、令和３年度の実績値で見直し作業を進めることとする。

（２）中間年見直し計画の対応年度について

本市の中間年見直しは令和４年度とし、令和５年度と６年度の計画を見直す。

（３）「実績値」と「ニーズ量の見込み」の乖離が１０％以上ある場合への対応

令和３年度の「実績値」と計画書に記載されている「ニーズ量の見込み」を比較し、１０％以上の乖離がある事業は見直し作業の対象とする。

（４）新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症により、感染防止を理由に計画策定時（平常時）と異なる状況となった事業等は、見直し作業は行わない。ただし、平常時と変わらない状況にあった事業については、見直しの必要性を検討する。

（５）新設された就学前施設等の「確保方策（提供量）」について

計画策定後に、認可保育園（１施設）と小規模保育事業所（３施設）が令和５年度までに新設される。これらは現計画の「確保方策（提供量）」に含まれていないことから、見直し作業を行うものとする。

また、体調不良児対応型保育事業が開始されたことに伴い、「確保方策（提供量）」の見直し作業を行う。

（６）第１期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画への対応について

本市は、令和３年７月に策定した「第１期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」に基づき再編整備を進めており、それに伴う「確保方策（提供量）」の見直し作業を行う。

４　中間年見直しの要否（事業ごと）

上記の「３　本市の中間年見直しの方向性」に基づき、中間年見直しは次の事業とする。なお、事業ごとの分析は、別紙１０のとおり。

・１－（１）　幼稚園、保育所（園）、認定こども園

→　幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）において、「実績値」「ニーズ量の見込み」を比較し１０％以上の乖離があるため、「ニーズ量の見込み」を見直す。

→　認可保育園と小規模保育事業所の新設により、「確保方策（提供量）」を見直す。

→　「第１期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」に基づき統

合される施設があることから、「確保方策（提供量）」を見直す。

→　「ニーズ量の見込み」と「確保方策（提供量）」を見直すことから、合計数や過不足分の修正

・２－（７）病児・病後児保育事業

→　病児・病後児保育事業のうち、体調不良児対応型保育事業が開始されたことに伴い、「確保方策（提供量）」を見直す。合わせて、合計数や過不足分の修正

５　改定スケジュール

＜改定方針の報告＞

令和４年　９月　　第２回子ども・子育て会議＜改定方針提示＞

＜パブリックコメント（案）の提案＞

令和４年１２月　　第３回子ども・子育て会議＜改定案提示＞

＜パブリックコメントの実施（１か月間）＞

令和４年１２月

～令和５年１月　パブリックコメントの実施

＜パブリックコメント報告・見直し計画報告＞

令和５年　３月　　第４回子ども・子育て会議＜改定報告＞